

フランス中世都市における財政・租税制度

－トロワの場合(4・完)－*

花 田 洋 一 郎

目 次

はじめに

1. 中世トロワ都市制度略史

- (1) コミューン体制認可以前：12世紀後半～1230年
- (2) コミューン体制期：1230年～1242年
- (3) シャンパーニュ伯直接統治期：1242年～1270年
- (4) 道路管理官《voyeur》体制期：1270年以降
- (5) 都市評議会体制期：1354／1358年～1470年
(1470年以降は市参事会体制，1474年～1482年仏王直接統治，
1482年市長制復活) (第36巻第2・3合併号)

2. トロワ都市財政の基本構造

- (1) トロワ都市財政を構成する5つの会計部門 (第39巻第1号)
- (2) トロワ都市財政の収支構成 (第48巻第1・2号)

3. トロワにおける租税システム (本号)

- (1) 14世紀中葉の状況
- (2) 15世紀の状況
- (3) 1358～1359年に国王から徴収許可を得た搬入税
- (4) ぶどう酒税
- (5) 粉挽税
- (6) 白パン税
- (7) 塩税

おわりに

末尾資料一覧

【表1】 中世トロワ略史（第36巻第2・3合併号）

【表2】 トロワ道路管理官会計簿収支（第36巻第2・3合併号）

【伝来史料リスト】（第48巻第1・2号）

【表8】 トロワ都市公金会計簿収支（本号）

【表9】 トロワ塩取引会計簿収支（本号）

【表10】 トロワ都市公金会計収入役リスト（本号）

【表11】 道路管理官リスト（本号）

【史料1】 1358年4月10日、摂政シャルル、トロワ住民に援助金・エド徴収を許可
(本号)

【史料2】 1359年7月23日、摂政シャルル、トロワ住民に1リブラにつき8デナリ
ウスの戸別税と塩税の徴収を許可（本号）

写真（第48巻第1・2号）

【写真1】 1388～1389年トロワ公金会計簿表紙

【写真2】 1388～1389年トロワ公金会計簿冒頭部

参考文献目録（第36巻第2・3合併号）

追加参考文献目録（第39巻第1号）

※本稿の注において参考文献を挙げる時、著者名と括弧つきの数字を挙げている場合は、既に発表している2本の拙論（「フランス中世都市における財政・租税制度－トロワの場合(1)－」『西南学院大学経済学論集』第36巻第2・3号，2001年，37－60頁；「フランス中世都市における財政・租税制度－トロワの場合(2)－」『西南学院大学経済学論集』第39巻第1号，2004年，63－82頁）に掲載している参考文献表を参照すること。2004年以降の参考文献については、注において適宜その文献情報を掲載する。

3. トロワにおける租税システム

中世後期トロワの都市財政収入において主要な地位を占める租税は、ぶどう酒税，粉挽税，白パン税，塩税である。本章ではこれらの租税について考察を行いたい。既に拙稿¹でこれら租税の概略を論じているが，ここではより詳細

1 拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度－トロワの場合(2)－」『西南学院大学経済学論集』第39巻第1号，2004年，64-69頁。

な考察を加える（その際、多少記述が重複することをお許し願いたい）。なお本稿で税制あるいは租税システムと呼ぶ場合、シュヴァリエによる次の定義にしたがうことにする。すなわち、「税制とは、（共同体）構成員の財産に対する強制的・定期的徴収と定義すべきである。徴収は、全体の利益のために認知されたある権力の名のもとで実行される。徴収の制度的形態は租税である。この租税がたくさんあって、適切な多様性を持ちつつ相互に結び付いている時に、それは租税システムを成す」²。

（1） 14世紀中葉の状況

まず14世紀中葉のトロワにおいて、封建的な租税制度から王権と都市との双方からの必要から成立した新しい租税制度へと移行してゆく状況³について見てゆきたい。1356年から1358年にかけて百年戦争が激化する中、イングランド軍の脅威に直面して、トロワは堀の拡大と囲壁の構築に着手した。工事費用を捻出するために新しい租税が必要となり、1358年2月8日にトロワ住民総会は、防備施設の改修のために市内へ入る物資に対するエド（＝援助金。間接税の1種）の徴収を決定した⁴。フランス王ジャン1世は、このエドの徴収を国王役人であるパイイとプレヴォに委ねた。1358年から1359年にかけて、摂政シャルルはトロワにぶどう酒、塩、穀物に対するエドとあらゆる種類のタイユの徴収を許可した⁵（【史料1】【史料2】参照⁶）。中世後期におけるいわゆる領主制

2 B. Chevalier, *Genèse de la fiscalité urbaine en France*, dans *Revista d'Història Medieval*, 7, 1996, p.21.

3 13世紀末から14世紀前半にかけての国王税制の成立過程については、A. Rigaudière, *L'essor de la fiscalité royale du règne de Philippe le Bel (1285-1314) à celui de Philippe VI (1328-1350)*, dans *Europa en los umbrales de la crisis: 1250-1350. XXI Semana de Estudios Medievales Estella, 18 a 22 de Julio de 1994*, Pamplona, 1995, pp.323-392を参照。

4 Boutiot [35] t.2, p.115.

5 Bibolet [14] p.291.

6 本稿末尾には、トロワの大カルチュレールに筆写されている国王から都市への間接税の徴税許可文書を2通載しているが、本稿ではその内容を詳しく分析するところまではできなかった。トロワの大カルチュレールには他にもいくつか重要な財政・租税関係の文書が筆写されており、それらの文書をトロワ史の中に位置づける作業をしなくてはならないが、それは今後の課題としたい。トロワの大カルチュレールについては、まずは拙稿「シャンパーニュ地方都市トロワのカルチュレールについて」『関西大学西洋史論叢』第10号、2007年、22-43頁を参照。

的な枠組みから脱却した都市税制は、こうして生まれた。14世紀後半のトロワでは、守備隊長やバイイといった国王代理人の名において租税が徴収されることはなくなったが、彼らは収入役を任命し、租税会計簿の監査は継続していた。都市において防備施設の改修のための租税徴収と運用を監視する役目を担っていた彼らは、次第にその監視を緩めていった。他方で租税は定期的に徴収されるようになり、都市はその名において税収を受け取るようになった。こうした状況から、トロワにおいては、最初の都市税制は国王税制から分離した、いわば国王税制のコピーであった⁷。

14世紀中葉以降、トロワ住民は国王に都市を守る兵士と国王エドを要求した。摂政シャルルはトロワに兵士を送り、塩税、戸税、十分の一税などの租税をトロワおよびその周辺領域において徴収する許可を与えた。エド収入役は、自ら領収したエド税収から兵士への給与を支払うように、守備隊長と都市評議員から支払い命令を受けた。これが「都市公金 *deniers communs de la ville*」の原点であり、都市財政はすでに徴収許可されていた搬入税に関する国王授与分（＝国王租税の一部が都市の税収に転嫁されたもの）と結びついていた⁸。

こうして国王と都市は、ほとんど同時にぶどう酒搬入税を徴収し、都市は自らの利益のために「塩1ミノにつき2ソリドゥス6デナリウス」の追加塩税 *crüe de gabelle* を徴収し、国王は粉挽税を徴収した⁹。さらに1355年12月2日、パリで開催された北フランス三部会において承認されたぶどう酒売上税は国王に属するものであった¹⁰。1359年7月23日には国王はトロワに間接税（史料ではガベルとあるが、塩税のことではない）と外来者税との徴収権を与えた¹¹。また市内における塩の販売権も国王の特権であった（これはその後トロワに移譲されることになる）¹²。時にはトロワは、国王から1年間について国王の税

7 *Ibid.*, p.291.

8 *Ibid.*, p.292.

9 *Ibid.*, p.292.

10 A. Vuitry, *Études sur le régime financier de la France avant la révolution de 1789, t.2 (deuxième série)*, Paris, 1883, Genève, 1977, p.108. 堀越宏一「14世紀後半のフランス王国における租税制度の成立」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』東京大学出版会, 2003年, 192頁。

11 拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度－トロワの場合(2)－」『西南学院大学経済学論集』第39巻第1号, 2004年, 74頁。

取の一部を与えられ、運用することもあった。例えば、エドの4分の1と貨幣造幣権収入がそれである¹³。

1358年から1359年にかけて、王国行財政が困難な状況にあった時に、トロワでは上述のような租税が住民総会においてトロワ名望家委員会により提案され、承認され、国王（摂政）がそれを確認した。従って、中世後期におけるトロワ都市財政はこの時期に出発点を置くことができる。

（2）15世紀の状況

次にトロワの租税制度に変化が生じたのは、1431年から1434年にかけての時期である。この時期トロワは、周辺の小都市を攻囲していたイングランド軍、ブルゴーニュ軍の圧力を受けて、都市の軍事行動を維持するためのコストが上昇すると同時に、都市内には周辺村落からの避難民が殺到し、都市経済は食糧不足により逼迫するという内憂外患の状況に置かれていた¹⁴。都市財政の逼迫状況から脱却するために都市評議会は、道路舗装税¹⁵、粉挽税の増額¹⁶を提案し、国王にエドの徴収許可¹⁷を求め、承認された。さらにトロワ住民の家長に対する戸税を毎週徴収することも試みられた¹⁸。また1434年には粉挽税の倍額

12 Bibolet [14] p.293.

13 *Ibid.*, p.293. 貨幣造幣権収入に関しては、拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度－トロワの場合(2)－」75頁を参照。

14 この時期のトロワをめぐる社会経済的状況については、拙稿「中世後期フランス都市における都市議事録－トロワ都市評議会議事録(1429-1433年)の分析－」『比較都市史研究』第32巻第1号、2013年、11-31頁。当時、トロワに対して軍事的圧力をかけていたブルゴーニュ派の野党団領袖 Bernard de Châteauvillain については、その兄 Guillaume と共に次の文献に多くの情報がある。V. Toureille, *Robert de Sarrebrück ou l'honneur d'un éorcheur (v.1400-v.1462)*, Rennes, 2014.

15 1431年8月1日、都市評議会は舗装税としてトロワを出入りする二輪荷車1台につき1デナリウス、四輪荷車一台につき2デナリウス、の徴収について議論した。しかし会議で様々な意見が出されて、課税の必要性について結論は出なかった (Reserot [3] p.291)。

16 1431年11月22日、都市評議会で決定 (Reserot [3] p.325)。

17 1431年11月9日、都市評議会は国王から2年間についてエド徴収権を獲得した。その内訳は、ぶどう酒1バントにつき6分の1、トロワとバンリウの外へ持ち出されるぶどう酒と予め指定された家畜に対する間接税である (Reserot [3] p.309)。

18 1431年11月29日、都市評議会は防備強化工事のために市内4地区においてエドの徴収を検討した。それはトロワの家長が、それぞれの担税能力に応じて負担するもので、最大で20デナリウスを毎週支払うというものであった (Reserot [3] p.327)。

徴収もなされた¹⁹。ただし都市評議会は租税徴収を継続し、言わば増税政策を堅持することばかりに固執していたわけではなく、市内の経済状況を考慮して特定の税の徴収停止を決定することもあったことを指摘しておきたい²⁰。

1492年にも増税をめぐる住民総会が開催された。都市評議会は増税による収入増加に関して9名の報告者を選び、その是非を問うため住民総会において議論を行った。そこでの議論の結果、都市評議会は都市住民の貧困化を考慮してタイユの徴収はやめて、国王から間接税徴収許可を得る方式を採用することが承認され、徴収はすぐに実行に移された²¹。この時住民総会では、トロワ司教 Jacques Raguier の国王への働きかけによりトロワにぶどう酒1パントにつき8分の1の徴収許可が与えられたことを、パイイ代理は報告している²²。

国王に租税徴収許可を求める場合、都市評議会は複数の名望家（その多くは市政役人）に贈物を持たせて、国王書記官 *secrétaire du roi*、書記 *clerc*、租税総監督官 *généraux des finances* 等の許へ使者として派遣し、交渉させた²³。使者が都市に戻るとすぐに住民総会が開かれ、国王からの徴税許可について承認をした²⁴。国王の方も、都市住民の請願に基づくものであることから、この徴税許可を正当化することができた²⁵。

国王の徴税許可は都市評議会によってすぐに実行された。それは都市評議会がすぐに財政上の支出を行わねばならなかったからである。しかし都市がその

19 MAT, AA, 5c; Bibolet [14] p.295, note 3.

20 例えば、1482年4月28日には、住民総会において、市内における小麦価格高騰のため白パン税の徴収停止が承認された (*Ibid.*, p.295)。こうした事例は、住民総会が能動的に都市の経済政策に働きかける力を持っていたことの証左であり、中世後期のフランス都市において住民総会の機能を低く評価する見方への反証である。

21 *Ibid.*, p.295.

22 *Ibid.*, p.295, note 5.

23 *Ibid.*, p.296. この場合、贈物を渡す相手として最も効果的なのは租税総監督官であろう。この役職については、拙稿「14世紀後半フランス王国及びブルゴーニュ公領の財務官僚ニコラ・ド・フォントゥネー-地方役人の社会的上昇の軌跡と富の蓄積-」『社会経済史学』77-2, 2011年, 18-19頁。

24 Bibolet [14] p.297.

25 都市住民の国王への請願は、例えば新しい防備強化のための囲壁を構築するため(1367年11月13日)、塔の建設(1401年6月3日)、国王への貸付、食料、大砲の提供のために行った借入の返済のため(1492年6月15日)、このように国王は都市に頼ることを望んだため、都市はその財源を増やさねばならなかった(1492年6月) (*Ibid.*, p.297)。

ような税収を必要としないかあるいはその税収を乱用した時に、国王は徴税許可を撤回する権利を持っていた²⁶。

国王からの徴税許可には適用期間があるので（通常2年）、市当局はその期間が終わる前に徴税許可の更新を要請するために、贈物を携えた都市代訟人や評議員を国王の許へ派遣しなくてはならなかった。この決定には住民総会における承認が必要であった。ぶどう酒搬入税や粉挽税の場合、更新時に税率が変更されることもあった。しかし、こうした徴税許可の更新請願が常にすぐに認められるわけではなかった。時には半年、1年、またはそれ以上待たねばならないこともあったからである²⁷。

しかし15世紀に入ると、徴税許可の更新はより定期的なものとなってゆく。1～2年でしか更新されなかったのが、3年、4年、5年、さらには10年と延長されていった²⁸。住民たちは、徴税許可の期限が切れる随分と前に、国王から更新の許可を得ておかねばならなかった。通常、新規の徴税許可は現行の徴税許可の期限が切れた時点から要求するものであるが、都市評議会は期限の数年前から更新のために行動していた。彼らは国王の代替わりの際も、徴税許可の確認と更新を行った²⁹。

国王は、租税徴収許可をそして徴税とその運用を、監視する役目を担った都市守備隊長³⁰、それからバイイ³¹に通達した。そしてこの命令を国王は租税総

26 例えば、1492年6月15日には、国王と租税総監督官は、追加塩税の増額を拒否したが、ぶどう酒1バントにつき8分の1税の徴収は許可した（*Ibid.*, p.299）。

27 1390年、1395年の事例である（MAT, B6, B7）。

28 例えば、1429年7月9日、トロワを攻囲する王太子シャルルとジャンヌ・ダルク率いるフランス軍に対してトロワは恭順を示し、その際にこれまでトロワが得ていた諸特権が確認された。シャルルの確認文書には、租税に関して次のような条文がある。「上述の住民（＝トロワ住民）が、都市の防備施設とその他の案件のために一部の物資から徴収することが習わしであったエンドについては、これまで通りとする。この住民は、これまで通りこれから10年間この税を享受し、それは余の文書にあるとおりである。」（*Que les aydes que lesdits habitans ont acoustumé de prendre et lever sur certaines denrées pour la fortification et autres affaires de ladite ville, auront cours: et en jouyront iceux habitans d'icy à dix ans come ils ont acoustumé en pregnant sur ce nos lettres*), dans *Ordonnances des rois de France*, t.13, 1782, p.143. またルイ11世は、トロワに対して、1ミノにつき2ソリドゥス6デナリウスの塩税徴収許可を、1477年7月10日から6年間、1483年3月18日から6年間、与えている（Bibolet [14] p.299, note 4）。

29 *Ibid.*, p.299.

監督官へ送った。都市評議会は、徴税に際して徴税役人の不正や住民たちの反対など困難な問題に直面した時には、国王役人の助力を得ることができた³²。

(3) 1358～1359年に国王から徴収許可を得た搬入税

前述したように、1358年に摂政シャルルはトロワに、市内に搬入される物資に対する税の徴収を許可し³³、その税収は都市防備施設工事に軍事に充当された。この税は1358年³⁴と1359年³⁵に徴収された。この搬入税について、主要な物品に対する税額は拙稿で整理したとおりである³⁶。

市内に搬入された物資は、市外へ搬出される際にも課税されることあったが、その際の税額表は不明である。税の徴収は都市の4市門において徴税委員が担い、税収は防備強化工事に充てられた。同時に物品の流通のみならず人の出入りも課税対象であり、「外来者の市内通過」にかかる税は7リブラで請負に出された³⁷。この搬入税の徴収は一時的なものであり、1359年以降は会計簿にその言及は見られない³⁸。

しかし、1429年11月19日に税収を防備施設工事に充てる条件で搬入税を再び徴収することを許可する国王シャルル7世の公開状が発給され³⁹、1430年9月頃までは徴収された。この税の課税対象となった主要な物品の税額は、【表7】に整理した通りである⁴⁰。ただし、トロワとそのバンリュウの外へ運ばれたぶど

30 1367年11月13日、国王は都市守備隊長を兼ねたトロワ司教 Henri de Poitiers にぶどう酒税の徴収許可を文書で送った (*Ibid.*, p.300, note 2)。

31 1378～79年にはバイイ Nicolas de Fontenay に対し、外来者に対してその財産1リブラにつき4ソリドゥスの徴収を許可する文書が送られた (*Ibid.*, p.300, note 3)。

32 *Ibid.*, p.301.

33 この税は1358年2月8日の住民総会において2月17日から徴収開始とすることが決定された (Boutiot [35] t.2, p.115)。

34 1358年9月21日と10月6日。MAT, BB, 1c, 1l. Bibolet [14] p.302, note 3.

35 1359年3月17日, 11月8日, 11月17日。MAT, AA, 18c 3l. Bibolet [14] p.302, note 4.

36 拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度－トロワの場合(2)－」『西南学院大学経済学論集』第39巻第1号, 2004年, 66頁。この税額表についてその全体像は不明であるが、比較材料として1298年頃に作成されたとされるトロワ税額表が伝来しており, Chapin [41] pp.86-91, 320-323に史料分析と刊行がされている。

37 Bibolet [14] p.304.

38 拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度－トロワの場合(2)－」, 66頁。

39 Boutiot [35] t.2, pp.515-516.

40 *Ibid.*, pp.515-516より筆者作成。

【表7】 1429～1430年にトロワ4市門において徴収された搬入税について、主要な物品に対する税率
(貨幣単位 トゥール貨)

雄牛、雌牛1頭	5 デナリウス
羊1頭	1 デナリウス
トロワ市外の毛織物業者により卸売された1パント 当たり4～10デナリウスの価格のぶどう酒1樽	5 ソリドゥス
トロワ市外の毛織物業者により卸売された1パント 当たり10デナリウス以上の価格のぶどう酒1樽	10 ソリドゥス
トロワ市外産大青	7 ソリドゥス 6 デナリウス

う酒、そして一部の家畜に対する課税については、市内の貧困者たちからの異議申し立てを恐れた評議会の決定により、徴収は見送られた⁴¹。

(4) ぶどう酒税

すでに拙稿で論じたようにトロワのぶどう酒税には、上述の搬入税の一部として徴収されたぶどう酒税に加えて販売時に課税される売上税としてのぶどう酒税が存在した。都市課税としての搬入税には、1360年から1369年に廃止されるまでぶどう酒価格の13分の1に当たる額を徴収する国王課税が上乘せされていた。売上税に関しても同様で、1358年から1369年まで13分の1 国王課税が都市課税に上乘せされていた⁴²。

トロワでは、ぶどう酒税徴収は請負制ではなく、都市評議会が市民の中から選んだ徴税係による直接徴収で行われていた。そのため徴税業務の煩雑さから、1367年以降は徴収が行われなくなった⁴³。徴収実務では後述の粉挽税と同様に、メレル（徴税補助コインもしくは一種の領収証明コイン）方式が使われていたが、そのやり方について詳しいことは分からない。

ところで、中世後期のフランス都市財政ではぶどう酒税を主とする間接税収

41 この課税については、1431年11月9日の都市評議会議事録で議論がされているが (Roserot [3] p.309)、一部の品目に対する課税見送りについては書かれていない。おそらくはこの点については別の史料が根拠と思われる (Bibolet [14] p.305)。史料は MAT, AA, 7c. 11. か。

42 拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度－トロワの場合(2)－」, 66-67頁。

43 同上, 67頁。1430年以降、再び市当局はぶどう酒税の徴収許可を国王から得ているが、徴収は断続的であった (同上, 68頁)。

入が財政収入の支柱をなしていたが⁴⁴、トロワでは実際のところぶどう酒税の地位は高くなかった。その理由については、単純に粉挽税、塩税など他の間接税からの税収が大きかったからだとされるが、他にも理由があるのではないかと思われる。この問題については今後の課題である。

(5) 粉挽税

粉挽税 (*moulage*) は、都市住民が持ち込んだ小麦を都市が管轄する水車で挽く時に徴収される税である⁴⁵。既に1298年に都市当局は、防備施設工事にその税収を充当する条件で国王からその徴収権を得ていたが、この時はすぐに国王がその権利を取り戻した⁴⁶。1327年には、国王はトロワ市内にあるパン焼き竈2個と水車1基の使用強制権(バン権)から都市住民を解放し、都市生活基盤の自由化を行った⁴⁷。その後1358年に粉挽税の徴収が再開され、14世紀後半から15世紀前半にかけて都市公金収入の半分以上を占める、言わばトロワ都市財政収入の支柱となった⁴⁸。しかし1445～50年頃には徴収されなくなった⁴⁹。

粉挽税の徴収実務にはメレル方式が採られていた⁵⁰。ぶどう酒税の場合と同じく、ここでもその詳細はよく分からない。徴収業務に携わる人員は、1358年には4名であったのが、1369年には2名、1378年2月には収入役の名で1名、1388～89年には公金収入役が粉挽税収入役を兼任し、1419～20年のブルゴーニュ公支配期には粉挽税は年間1100リブラで請負に出された。粉挽税の徴収請負は1431年にも確認できる⁵¹。粉挽税は、徴収が始まった頃の1359年には都市の兵士のための支払いに使われたが⁵²、1380年には、都市評議会の命令で様々

44 拙稿 [100] 380-381頁参照。なお最新のフランス中世制度史概説においても同様の議論が確認できる。R. Teliez, *Les institutions de la France médiévale XIe-XVe siècle*, Paris, 2009, p.141.

45 拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度—トロワの場合(2)—」, 68頁。

46 Bibolet [14] p.319.

47 *Ibid.*, p.319.

48 例えば1388～1389年の都市公金会計簿収入部では、粉挽税は総収入の55%を占めている。拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度—トロワの場合(3)—」『西南学院大学経済学論集』第48巻第1・2号, 2013年, 18頁。

49 拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度—トロワの場合(2)—」, 68頁。

50 拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度—トロワの場合(3)—」, 14-15頁。

51 Bibolet [14] pp.322-323.

な旅費に直接使われたという⁵³。とはいえ、税収の主要な使途は防備強化工事であり、実際粉挽税の税収は市当局とクロンセル地区との間で共有され、その防備強化工事に充当された⁵⁴。市当局が粉挽税を徴収したのはクロンセル地区内の Notre-Dame 水車、La Tannerie 水車、Pétal 水車であり⁵⁵、クロンセル地区の住民は国王から粉挽税の収益の一部を得る権利を得ていた⁵⁶。しかし、15世紀に入るとその慣行は廃れてゆき、1419年にはブルゴーニュ軍の攻囲を恐れた市当局の判断で水車は放棄され、クロンセル地区の大部分も防備を固めるために破壊されたため⁵⁷、市当局とクロンセル地区との粉挽税の収益共有はなくなった⁵⁸。

市当局は粉挽税の重要性を考慮して、何とかして税収の増益を図ろうとした。

52 粉挽税の税収は、1358年に6ヶ月で11546 1/2グロ(=2309リブラ6ソリドゥス)(MAT, F1)。

1359年に3カ月で3100リブラ(MAT, B1)。その後も、1374年は1538リブラ9ソリドゥス9デナリウス(MAT, AA, 16c. 11.)、1388年には1284リブラ6ソリドゥス1デナリウス1オボルス(MAT, B4, fol.14v^o)。1432~33年は1215リブラ8ソリドゥス6デナリウス(MAT, B13)。しかし、1433~34年は888リブラ11ソリドゥス3デナリウス(MAT, B14)と税収が減少しており、その背景には貨幣相場の変動や都市議事録からも見て取れる都市経済の悪化が考えられる(Bibolet [14] p.328)。なおこの頃のトロワ社会経済の状況については、拙稿「中世後期フランス都市における都市議事録—トロワ都市評議会議事録(1429-1433年)の分析—」『比較都市史研究』第32巻第1号、2013年、11-31頁を参照。

53 Bibolet [14] p.328.

54 市当局とクロンセル地区との間で、いつこの粉挽税の収益共有に関する取り決めが決まったかは不明である。1391年9月7日にクロンセル地区の住民は、ここ数年防備強化工事に充当するためのこの税収が市当局から支払われていないと国王巡回法廷(Grands-Jours)において提訴し、複数の国王親任官(Jean de Villaines, Pierre Lefebvre)とトロワのバイイ Jean de Vendresse による調査の結果、市当局に対して未払いの期間を含めて300リブラの支払いを執行するよう命令が下された。そして今後、クロンセル地区の住民は市当局から Notre-Dame 水車と La Tannerie 水車において徴収された粉挽税の税収の半分を得ること、クロンセル地区の住民は粉挽税からは免除されること、税収は防備強化工事に充当されるべきこと、が確認された(Boutiot [35] t.2, p.280)。因みにクロンセル地区が市当局から受け取った額は、例えば1392~94年には97リブラ7ソリドゥス1オボルス、1405年には240リブラであった(Bibolet [14] p.329. MAT, B7, B9)。

55 これら水車については、Lenoble et Deborde [66] pp.47, 68を参照。

56 Bibolet [14] pp.328-329.

57 この破壊により、クロンセル地区の撤去部分に住んでいた300~400世帯は転居を余儀なくされ、そのため1424年にモンチエラ=セル修道院は少なくとも年間300リブラの定期金を失ったという(Boutiot [35] t.2, pp.418-419)。

58 Bibolet [14] p.329.

パン屋が負担する粉挽税を2倍にする案は、トロワ住民が自家消費用に挽く小麦に関しては粉挽税を徴収しないことになり、消えた。トロワ市外に持ち出される小麦に対してメレルを徴収する案は、余りに多くの小麦が市外に流れていること、そして教会が反対したこともあって、これもまた消えた。市内のパン屋はその多くが粉挽税を免税されていたし、トロワ住民や教会・修道院の中には免税予納金の一括払いを通じて粉挽税を毎回支払うことを回避する権利を持つ者もいた⁵⁹。粉挽税が徴収されなくなった原因として、戦況悪化に伴う多くの水車の放棄とノートル＝ダム・ド・フォワシ修道分院との粉挽税免除をめぐる紛争が挙げられる⁶⁰。しかし、上述のような事情も手伝って粉挽税は、1450年頃には既に数年前から徴収されていない状態⁶¹になったのではないだろうか。

(6) 白パン税

白パン税 (Maille sur le pain blanc) は、都市とバンリウで売却された食用白パン1個につき1/2デナリウス (=マイユ) をその販売価格に上乗せして徴収する租税である⁶²。富裕層が食す白パンのみに課された。これは1450年頃に粉挽税が徴収されなくなったことを受けて、その代替措置として1457年に市当局が国王から徴収権を獲得した租税であり、15世紀後半を通じて徴収権の更新を繰り返しながら徴収された。

徴税は請負制であり、パン屋は免税予納金を支払った。この租税は都市や近隣のバンリウで徴収され、原則としていかなる免税も認められなかったので徴税をめぐる異議申し立ては少なかった。白パン税の請負入札は1457年2月11日から行われ、請負人はしばしばパン屋あるいは菓子屋であった。しかし天候不順や小麦価格高騰の時期には、市当局は請負制から直接徴収への転換を決定した⁶³。その場合でも、一部のパン屋や教会参事会など免税予納金による一括支

59 例えば、ノートル＝ダム・オ・ノナン Notre-Dame aux Nonnains 女子修道院長は6リブラ、モンチエ＝ラ＝セル Montier-la-Celle 修道院長は年間100ソリドゥスの免税予納金を一括支払いすることで、粉挽税の徴収から逃れた (Ibid., pp.329-330)。

60 拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度－トロワの場合(2)－」, 68頁。

61 Bibolet [14] p.331.

62 拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度－トロワの場合(2)－」, 68-69頁。

63 1483年3月11日、3名の国王セルジャンが各パン屋から毎週12ソリドゥス8デナリウスを、都市の利益のために徴収した。都市役人は、バンリュのパン屋からその自宅において白パン税を直接徴収した (Bibolet [14] p.332)。

払いをする者もいた⁶⁴。

都市公金財政収入における白パン税の税収は大きく、500リブラ（1457年）⁶⁵、600リブラ（1465年）⁶⁶、725リブラ（1466年）⁶⁷、780リブラ（1468年）⁶⁸、800リブラ（1470年）⁶⁹とおおよそ700リブラから800リブラの間であり、1000リブラを超えることもあった⁷⁰。白パン税の収益については予算計上もなされていた。白パン税の場合、小麦1スチエでパン96個を作ることができ、税額は96マイユ（＝オボルス）であるので4ソリドゥスとなる⁷¹。つまり100スチエの小麦を焼けば20リブラ、500スチエで100リブラの税収となる。逆にいえば、例えば1300リブラの税収を必要とするならば、541ミユイ8スチエの小麦が必要ということになる。白パン税は1475～76年頃まで都市収入の半分以上を占め、その後も増加していった⁷²。市当局はこの租税の重要性を十分に認識しており、税収の安定化のためにもパンの品質管理に強い関心を示していた。実際、1483年に市当局はパン屋の業務に対する統制権を王権から得ようとしていた⁷³。15世

64 例えば、1490年1月12日にトロワ近郊 *Sainte-Savine* 村のパン屋は1月から6月までに焼いたパンについて6リブラ一括支払いし、残りの期間については20ソリドゥスを毎月支払った。1457年、1458年、1472年には教会参事会は10リブラを一括支払いした (*Ibid.*, pp.332-333)。

65 MAT, B20.

66 MAT, B21.

67 MAT, B22.

68 MAT, B23.

69 MAT, B24.

70 MAT, B26 (1470～79年), B38 (1488～89年), MAT, AA. 16c II. (1493年, 1495年, 1499年)。Bibolet [14] p.333, note 2.

71 *Ibid.*, p.333.

72 例えば、1495～96年の白パン税の収益は1135リブラ5ソリドゥス10デナリウス (*Ibid.*, p.334, note 2) で、総収入2111リブラ中の約54%を占めた。本稿末尾の【表8】参照。しかし都市が小麦不足に陥った時は税収も激減した。そのため1483年には白パン税の税収は42リブラ7ソリドゥスでしかなかった (*Ibid.*, p.334, note 3)。また1482年4月28日には小麦不足によるパン価格の高騰を避けるために、住民総会で白パン税徴収を2カ月停止することが決定した (MAT, AA, 7c. 21.)。小麦不足以外にも、ペストや戦争被害によりパン屋が死亡したり、都市を離れたり、商人が市場に小麦を持ちこまなくなったりした状況では、市当局は請負人に対して請負額の割引を行った。例えば、1469～70年には10リブラの割引、1490年には30リブラの割引がなされた。それはパン屋の多くが伝染病で死亡、あるいは都市を離れたからである (Bibolet [14] p.334)。

73 ビボレによれば、白パンの生地は重さ3リブラ、焼いた生地は42オンス、ライ麦パンの生地は7リブラ、焼いた生地は6リブラ12オンス（＝7リブラ？）でなければならなかった (*Ibid.*, p.335)。

紀後半以降は、この白パン税が粉挽税に代わってトロワ都市公金財政収入の支柱となっていたと言えよう。

(7) 塩税

塩税 (*gabelle*) は、ぶどう酒税、小麦(粉挽、パン)税と並んで中世後期フランス都市財政において中心的な租税の一つである。都市の塩倉で小売される塩の価格には、国王の取り分(国王課税)、商人への課税分、さらに時にはこれに国王課税付加分(追加塩税)と都市の取り分(都市課税)が積み重ねられていた。この税は買い手からのみ取るものである。トロワにおける塩税は、1359年に摂政シャルルより国王の取り分の4分の1が都市に与えられ、防備強化工事に充てるために都市財政の一部となった⁷⁴。

その後塩税は、1378年に徴収が停止し、10年後の1387年から3年間につき徴収が再開された。3年後の1390~91年には更新されなかったが、1391年1月~92年、1393年9月~94年、1395年2月、1399~1400年、1403年4月5日~05年2月からは2年ごとに徴収権は更新され、1450~51年からは10年ごとに更新された。塩税は、1474年5月1日に国王ルイ11世により廃止されたが、1475年4月7日に復活し、6年ごとに更新された⁷⁵。

都市財政の取り分に当たる追加塩税 *crüe* の税額は、最初は塩1ミュイにつき4リブラ、すなわち1ミノにつき1ソリドゥス8デナリウスであったが、1419~20年には1ミュイにつき10リブラ、すなわち1ミノにつき4ソリドゥス2デナリウス、1431年からは1ミュイにつき6リブラ、すなわち1ミノにつき2ソリドゥス6デナリウスであった。15世紀末から16世紀初頭には、市当局は塩1ミノにつき20ソリドゥスという追加塩税の増額を9年間にわたり国王から認められた⁷⁶。

トロワの塩倉役人 *grenetier* は、毎年都市公金収入役に、受け取った塩税の

74 1359年の2ヶ月間での塩税の収益は、584エキュ(=2044リブラ)であった(*Ibid.*, p.336)。また4ヶ月間では1488 1/2エキュ(=5209リブラ15ソリドゥス)であり(*Ibid.*, p.337)、この時期の財政の半分以上を占めた(本稿末尾【表8】を参照)。

75 *Ibid.*, pp.337-338。ただし1459~60年については徴収されていない(MAT, B15)。

76 *Bibolet* [14] p.338。

内追加塩税分に相当する税収を支払った。その時に塩倉役人は、塩倉検査官 *contrôleur* の副署がある受領証 *acte de décharge* も併せて公金収入役に渡した。これは、支払い額に相当する塩の量が塩倉において人々に売り渡されたことを証明する書類である⁷⁷。市当局は、都市のために追加塩税の徴収の労を取ってくれた塩倉役人と塩倉検査官に報酬を与えた⁷⁸。

塩税収入は都市公金収入役が管理した。この塩税追加分は、市当局が独自に委員を選んで塩倉において毎月直接徴収することもあった（1419～20年）⁷⁹。

塩税の収益は、例えば1388～89年は756リブラ8ソリドゥス4デナリウス⁸⁰、1402～3年には239リブラ8ソリドゥス3デナリウス⁸¹、1404～5年には127リブラ5ソリドゥス⁽⁸²⁾、1450～51年には84リブラ10ソリドゥス⁸³であった。その後は増加し、1451年から1477年にかけては200リブラから400リブラ以上、1477～1480年には500リブラ、1480～82年には600リブラ、1495～96年には663リブラ10ソリドゥスであった⁸⁴。都市公金財政における塩税のシェアは、14世紀末から15世紀前半までは粉挽税に続く地位で、おおよそ3分の1であったが、その後そのシェア率は大きくなり、15世紀後半以降は白パン税の半分から3/4の間、しばしば3/5～7/10にまで達することもあり、15世紀末には都市財政の支柱となったことがわかる⁸⁵。

以上我々は、中世後期におけるトロワの租税制度についてその歴史的展開を概観してきた。最後に、トロワの租税システムの考察から導き出される特徴を3点に絞ってまとめてみたい。第1に、中世後期のトロワ都市財政は、租税と

77 *Ibid.*, p.339.

78 1389～90年には塩倉役人に45リブラ、1394～95年には塩倉役人に50リブラ、塩倉検査官（Pierre Jouvenel）にその3分の1が支払われた。1404～05年には給与の項目で、それぞれ15リブラ、10リブラが支払われた（MAT, B5, B7, B9）。

79 Bibolet [14] p.340.

80 MAT, B4, fol.13r°.

81 MAT, B8.

82 MAT, B9.

83 MAT, B16.

84 Bibolet [14] pp.340-341.

85 *Ibid.*, p.341.

りわけ間接税を中心とする財政構造である。これは他のフランス都市財政と同じ特徴である。第2に、14世紀後半から15世紀を通じて、間接税の主要部分は他のフランス都市財政のようなぶどう酒税・小麦税・塩税の三位一体ではなく、ぶどう酒税 → 粉挽税 → 白パン税 → 塩税と時期によって変化していることが見て取れることである。これは都市を取り巻く様々な事情から収益の大きな特定の課税収入が減少した際に、都市財政の規模が極度に縮小して行政サービスが滞ってしまう事態を避けるために、収益が見込める別の租税に速やかに代替する市当局の財政運営と状況判断の成果であろう。そこにはトロワ市当局の柔軟な財政運営を見てとることができる。第3に、トロワ都市財政は5つの会計部門から成り立っており、それぞれが完全に独立しているわけではなく、会計部門相互間での資金移動がよく見られる。その中でも中心的な役割を果たす公金会計部門における租税のあり方は、単純な構成というよりもむしろ複雑な様相を呈している。こうした財政構造を維持するには専門的知識が豊富で実務に長けた人材が必要である。拙稿でもかつて論じたように⁸⁶、14世紀後半から15世紀前半にかけてトロワはブルゴーニュ公国財政を担う一角として、特に財務面で有為の人材を輩出してきた。それはトロワ都市財政運営が財務に詳しい人材を生み出してきた結果であり、そこにトロワ財政の特殊性が潜んでいるのではないだろうか。

おわりに

本稿では、中世トロワの行財政制度を素描することを第一の目的として、4回にわたって特に財政・租税制度の特徴と歴史的展開をみてきた。かなり長い期間をかけて作成した割にはささやかな成果に過ぎないが、以下ではこれまでの考察をもう一度整理して、課題を確認することで結論に代えたい。

本稿では、まず第1章においてトロワの都市制度の歴史的展開を、特に行政

86 拙稿「14世紀後半フランス王国及びブルゴーニュ公領の財務官僚ニコラ・ド・フォントゥーネー-地方役人の社会的上昇の軌跡と富の蓄積-」『社会経済史学』77-2, 2011年, 9-24頁, 特に13頁参照。

制度に重点を置きながら12世紀から15世紀末にかけて概観した。そこでは、コミューン体制認可以前（12世紀後半～1230年）、コミューン体制期（1230年～42年）、シャンパーニュ伯直接統治期（1242年～70年）、道路管理官体制期（1270年以降）、都市評議会体制期（1354/1358年～1470年、1470年以降は市参事会体制、1474年～82年仏王直接統治、1482年市長制復活）、の5つの時期に分けて都市制度の特徴を考察した。そしてコミューン廃止以降もトロワの行政組織は存続し、14世紀中葉以降に都市評議会という合議制を自発的に組織し、それがその後のトロワ都市行政の中核となったことを確認した。

続いて第2章トロワ都市財政の基本構造では、第1節でトロワ都市財政を構成する5つの会計部門を取り上げ、それぞれの基本構成を分析した。ここでは、公金会計部門、道路管理会計部門、塩取引会計部門、レ・ドゥー＝ゾ癩病院会計部門、タイユ会計部門それぞれについて、特にその収入面を考察した。さらにその他の特別収入として、国王租税の一時的取り分（ガベル、外来者税、財産税）、貨幣造幣権収入、その他雑収入、借入（短期無利子借入、定期金）を取り上げ、その内容を分析した。また第2節ではトロワ都市財政の収支構成に注目し、トロワ財政の5会計部門の収入構成と共に支出構成を分析した。さらに都市公金会計簿分析の一例として1388年～89年のトロワ公金会計簿を取り上げ、その収支構成を分析した。ここでは、都市公金会計が14世紀後半から15世紀全体を通じて一貫して機能し、事実上都市財政の中心をなしていること、各会計部門は完全に独立した存在ではなく、むしろ資金移動を通じて相互に依存している関係であること、が判明した。

第3章ではトロワにおける租税システムについて論じ、具体的に14世紀中葉における租税制度の状況と15世紀における租税制度の状況を概観した後で、トロワ公金財政における基本的な租税である搬入税、ぶどう酒税、粉挽税、白パン税、塩税について、その歴史的展開、徴収メカニズム、税収などを順次検討した。ここでは、まず中世後期のトロワ都市財政は、租税とりわけ間接税を中心とする財政構造であること、そして14世紀後半から15世紀を通じて、間接税の主要部分は他のフランス都市財政のようなぶどう酒税・小麦税・塩税の三位一体ではなく、ぶどう酒税→粉挽税→白パン税→塩税と時期によって変化していること、トロワの複雑な財政組織は財務に通暁した人材を多く育成する

ことになり、それは結果的にブルゴーニュ公財政を支える人材輩出につながった可能性があること、を論じた。

本稿を締めくくるに当たり、今後の研究課題について触れておきたい。まず、トロワには都市財政・租税関係史料が豊富に伝来している。それは拙稿の【伝来史料リスト】にその一部を整理している通りであるが⁸⁷、実のところトロワの都市文書館において財政・租税関係史料は分類こそされているもののそれぞれの伝来史料の内容検討はおろか、網羅的な目録化による伝来史料の全体像の把握さえも試みられていない状況であり、事実上ほったらかしになっているといってもよい。書冊・帳簿の1冊1冊、史料束の文書1通1通を丹念に調べて、史料の伝来状況について全体像を得ることが第1の課題である。第2の課題は租税制度に関するもので、他のフランス都市ではぶどう酒税が大きな地位を占めていた⁸⁸にもかかわらず、トロワ都市財政ではなぜぶどう酒税の税収が大きくなかったのかという問題である。これは徴収方法として請負制を採らなかったこととも関連していると思われるが、この問題は市当局の租税政策の観点から捉えなおさねばならない。第3の課題は、市当局の財政運営の現場状況を都市会計簿の記述と都市議事録などの行政諸記録の記述と照らし合わせて丁寧に追ひ、租税の徴収が決定されたり廃止されたりするロジックを明らかにすることである。財政・租税史は単なる制度史に陥ってしまう可能性が常に付きまとうため、えてして無味乾燥で平板な印象を制度史に対して研究者は持ちがちである。しかし現場で起きていることを積み重ねてゆくことで、そこに関わる人間の生き様も見えてくるはずで、現実を映し出す鏡としての制度史が可能となるのではないか。

※本稿は、平成22～24年度科学研究費補助金（基盤研究B）「ヴァロワ期ブルゴーニュ国家の社会・経済・文化に関する総合的研究」（代表 九州大学 藤井美男 課題研究番号22320146）、による研究成果の一部である。

87 拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度－トロワの場合(3)－」拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度－トロワの場合(3)－」33-43頁。

88 Chevalier [82] p.212.

Appendice

【表8】トロワ都市公金会計簿の収支

史料分類 番号	会計年度	収 入		支 出		超過(黒字)	不足(赤字)
		lib.	s. d.	lib.	s. d.	lib. s. d.	lib. s. d.
B1-2	1359.03.07~1359.11.08	9031.09.08		6902.11.02		2128.08.04	
B3	1378.02.15~1378.06.10	2038.10.10		2041.03.00			4.12.02
B4*	1388.09.01~1389.08.31	2336.08.10		1966.14.03		370.04.07	
B5	1389~1390	2283.13.04		1997.02.00		286.10.07	
B6	1390~1391	1471.18.02		1207.07.00		264.11.02	
B7	1394~1395	2483.03.09		1556.15.09		926.08.00	
B8	1402~1403	1573.09.07		1452.01.00		121.08.08	
B9	1404~1405	1437.17.09		1846.00.06			408.02.08
B10	1419.04.21~1420.11.01	9370		9049		321.00.00	
B11	1430.10.01~1431.09.30	4419.14.07		5165.08.09			745.14.02
B12	1432~1433	1858.04.06		1863.18.04			5.13.10
B14	1433~1434	1274.06.03		1269.14.09		4.11.06	
B16	1450.06.11~1451.06.10	451.17.06		403.12.01		48.05.05	
B18	1451~1452	376.17.06		461.09.06			84.12.00
B20	1457~1458	1141.19.07		1396.13.02			255.13.07
B15	1459~1460	1056.07.06		1071			14.12.06
B21	1465~1466	1355.17.06		1327.03.08		28.13.10	
B22	1466~1467	1459.15		1228.09.01		231.05.11	
B23	1467~1468	1153.16.01		1423.15.06			269.19.05
B25	1469~1470	1185.14.07		1382.11.06			196.16.11
B26	1470~1471	1253.06.08		1232.10.11		20.15.08	
	1471~1472	1568.04.06		1248.16.02		319.18.03	
	1472~1473	1594.17.06		2367.01.10			772.04.08
	1473~1474	1385.08.04		1303.08.02		82.00.02	
	1474~1475	1038.03.04		979.15.07		58.07.08	
	1475~1476	1336.00.05		886.14.09		449.05.07	
	1476~1477	1341.02.04		1534.08.11			193.06.07
	1477~1478	1446.14.10		1771.09.05			324.14.07
	1478~1479.02.11	1022		714.07.01		307.12.10	
B29	1479.02.11~1479.06.10	388.09.07		175.01.09		213.07.09	
		1410.09.07		889.08.10		521.00.08	
	1479~1480	1292.14.07		1056.17.00		235.17.07	
	1480~1481	1362.11.03		675.19.10		686.11.05	
	1481~1482	1557.01.07		1473.15.00		83.06.06	
	1495~1496	2111.13.09		3029.01.02			91.07.05

《典拠》Bibolet [14] p.505の表を基に筆者作成

《注記》この表には、収入超過分(黒字)と支出超過分(赤字)について計算が合わない部分がある。それが会計簿の筆写ミスによるものなのか、計算ミスなのか確かめる術は筆者にはない。手書本にあたって判読が困難な場合が多いので、本稿では便宜的にビボレが作成した表の数値をそのまま利用した。

※1388~89年の会計簿(B4)に関しては、拙稿での再計算の結果、収入は2326lib. 18s. 10d. 3p., 支出は1966lib. 14s. 3d.であり、370lib. 4s. 7d. 1ob. 1p.の黒字となっている。

【表9】トロワ塩取引会計簿収支

史料分類 番号	会計年度	収 入		支 出		超過(黒字)	不足(赤字)
		lib.	s. d.	lib.	s. d.	lib. s. d.	lib. s. d.
G1	1459. 03. 31~1462. 03. 28	9033.	01. 03	12768.	03. 04		3735. 02. 01
G2	1462. 03. 28~1465. 12. 27	10908.	08. 08	9145.	03. 10	1763. 04. 09	
G3	1465. 12. 27~1466. 09. 30	2153.	16. 03	7836.	02. 11		5682. 06. 03
G4	1466. 10. 01~1467. 06. 30	2379.	04. 07	2396.	19. 06		17. 14. 11
G5	1471. 10. 01~1472. 10. 01	3807.	17. 10	3660.	17. 06	147. 00. 03	
G6	1479. 01. 25~1489. 03. 31	47600.	13. 09	46410.	07. 11	1190. 05. 09	
G7	1493. 03. 01~1495. 03. 01	11954.	12. 06	12145.	11. 11		190. 19. 05
G8	1495. 02. 01~1497. 02. 01	11436.	19. 07	9494.	00. 05	1942. 19. 02	
G9	1497. 02. 01~1499. 06. 11	12526.	06. 03	13173.	17. 09		647. 11. 06
G10	1500. 06 ~1501	5000.	07. 06	5089.	08. 04		89. 00. 10

《典拠》Bibolet [14] p.507の表を基に筆者が作成。

【表10】 トロワ都市公金会計収入役リスト

氏名	在職期間	肩書および兼職
Jean de Corbeil	1358. 5. 16～9. 6	Receveur pour les forteresses notaire des foires
Jean de Vitel	1358. 9. 6～59. 11. 8	Receveur pour les forteresses
Pierre Derbice	1358～1359. 5. 15	Receveur pour la paie des gens d'armes
Jean Largentier	1359. 5. 15～7. 20	Receveur pour la paie des gens d'armes
Jean de Vitel	1359. 7. 20～11. 9	Receveur pour la paie des gens d'armes
Jean de Corbeil	1359. 11. 8 1359. 11. 9～1361 ?	Receveur pour les forteresses Receveur pour la paie des gens d'armes
Garnier de Bar	1369～1378. 6	Receveur, 1368～69 cleric
Jean de Châteauthierry	1379. 3. 15～1381	Receveur, 1378～80 cleric
Nicolas de Premierfait	1382～1400. 10	Receveur, 1381.9～1400 cleric
Guillaume Hennequin	1400～1401	Receveur
Jehan Moustier	1401～1413	Receveur et cleric
Nicolas Cochart 別名 Nicolas Mascon	1413～1418	Receveur et cleric, procureur
Jehan de Roche	1417～1418	Receveur et cleric
Pierre d'Arantières	1419～1429	Receveur, cleric, procureur † 1431 処刑
Guillaume de Pleurre	1429～1430	Receveur
François de La Garmoise	1430～1432	Receveur
Colin Perriquant	1432～1433	Receveur
Jean Bareton	1433～1434	Receveur
Jaquinot Philippe	1434～1440	Receveur
Jean de Pleurre	1440～1449	Receveur
Jacques Mauroy	1449～1452	Receveur
Jean de Pleurre	1452～1453	Receveur
Martin Berthier	1453～1458	Receveur
Nicolas de Laubruissel	1458～1465	Receveur
Jacquet Phelippe	1465～1470	Receveur
Jean Hennequin l'ainé	1470～1479	Receveur
Thibault Berthier	1479～1482	Receveur
Nicolas Mauroy	1482～1501	Receveur

(典拠) Bibolet [14] p.501.

【表11】道路管理官リスト

在任期間	国王道路管理官	都市道路管理官
1342	Pierre de Chamoy	Guillaume de Verdun
1354	J. Clunt	Guillaume Dameron
1364	J. d'Agosne	Raoul de Besancon
1366	J. Drapperie	Pierre de Mauroy
1398~1405	Guiot Vive	Gile le Gras
1415~1417	Guiot Vive	Jehan le Terrier
1424~1429	Simon Grivel	Jean Truchot
1430~1431	Simon Grivel	Guiot le Jaucheur
1431~1432	Simon Grivel	Peirre le Beuf
1438~1439	Simon Grivel	François Lesguisé
1440~1446	Simon Grivel	Pierre le Tarrier
1447~1448	Simon Grivel	Jaques Mauroy
1452~1435	Jaques Mauroy	Jean de Pleurre
1453~1459	Jaques Mauroy	Martin Berthier
1459~1460	Jaques Mauroy	Pierre Servant
1461~1466	Jaques Mauroy	Gilet Milon
1470~1479	Jean de Mauroy	Thibaut Berthier
1479~1480	Jean de Mauroy	Jean Perricard
1481~	Jean de Mauroy	Claude le Tarrier

(典拠) Bibolet [14] p.502.

【史料 1】 1358年 4月 10日, 摂政シャルル, トロワ住民に援助金・エド徴収を許可。
Archives municipales de Troyes, Grand Cartulaire de la ville de Troyes, Layette 1,
Fol.45-45v°

Charles aïse filz du roy de france Regent le royaume. Duc de norma[n]die et dalphin de vienn[ois]. Au bailli de troyes et de meaulx et a touz les autres justiaices de mons. et de nous ou a leurs lieu[en]en Salut. Dye la supplication de noz amez les bourgeois et h[ab]itants de la ville de troyes contenant. Co[m]me la ditte ville soit assise de toutes pais es frontieres des ennemis dudit royaume qui continuelment et de jour en jour chevauchent et quaunent uisques devant les portes dicelle et sefforcent de grever et porter damage aux diz h[ab]itants de tout leur pou[v]oir.

Et en ycelle ville escoumagne de necessite certain nombre de genz darmes et de pie qui continuelment soient en la garnison dicelle pour resister a la puissance et malewente des diz ennemis. Et aussi a la forteresse escoumagne plusieurs grans reparations et enforcemens pour obvier aux perilz et damages inrepaibles qui p[ar] faite de garde sen poiurvient enfuir a la ditte ville et tout le pais denviron. Lesquelz choses iceulz h[ab]itants considerer les grans et innumerables mises et despens qui ont fais et soubstenus ou temps passe pour le fait des guerres ne pourvient bonnement deulx mesmes soustenir senz laide de mons et de nous. Et se par nous ne leur estoit donn[ons] licence de imposer telz subsides et aides qui a ce faire puissent bonnem[en]t souffire / li co[m]me il dient. Savoir faisons que nous aux diz habitans avons donne et ottroie / et de certaine licence autre royal dont nous v[ou]llons donnons et ottroions de grace esp[eci]al / par ces presentes congie et licence de eulz assembler et que ilz senz aucun preiudice p[ar] le / contentement et accord de la greigneur et plus saine partie diceulz. Et par lordena[n]ce / de n[ot]re ame leuesque de la ditte ville de troies le quel p[ar] noz autres l[et]tres nous avo[n]s / institue capitaine dicelle sous le gouvernement de n[ot]re ame et feal chevalier mess / [45v°] Jean de chalon, lieu[en]en de mons et de nous on dit pais puissent entre eulx i[m]poser / et asseoir a leur volente et proffit a une foiz ou a plusieurs telz et li connenable / subsides ou aides tant sur toutes denrees et marchandises entrans et issanz en la / ditte ville comme autrement en quelque maniere que ce soit quil puissent et doie[n]t / souffire a faire soustenir les choses dessus dites. Et de cometre et ordener / une ou plusieurs personnes des diz habitans a ce souffisans pour cueillir et lever / les diz subsides et aides et qui en seront tenuz de en Rendre bon compte et loyal / toutes et quantes foiz que mestier sera. Pourveu toutesuoies que tout ce qui / en istra et sera leue soit tourne conuera et distribue par le consul des diz capitaine / et bourgeois es repa[r]ations et enforcemens de la ditte ville et ou paiement des gens / darmes et de pie estans en la garnison dicelle sous le gouvernement dudit capi / taine pour la fourre tuition et defense de la ditte ville et du pais denviron et non / ailleurs. Si vous mandons et a chascain de vous si come a lui appartendra que / les diz bourgeois et h[ab]itants faittes souffiez et lassiez joir et user plainement et paisiblement de n[ot]re presente grace senz empeschement aucun. Et a eulx obeir et entendre / diligement en faisant les choses dessus dites. Donne a paus le x°. jour davril. / Lan de grace mil ccc. Cinquante huit.

【史料2】1359年7月23日，摂政シャルル，トロワ住民に1リブラにつき8デナリウスの戸別税と塩税の徴収を許可。

Archives municipales de Troyes, Grand Cartulaire de la ville de Troyes, Layette 1, Fol.45^r-46^v

Charles ainsne filz du roy de france. Regent le royaume duc de Norman / die et dalphin de viennois. A notre trescher cousin le connestable de france / salut et dilection. Co[m]me par noz autres l[ett]res nous eussions ottroie / aux h[ab]itants de la ville de troies les feuaiges Imposition de huit deniers / pour livre et la gabelle du sel a lever par eulz en la dicte ville jusques a ung an / fenissant au premier jour doctobre prochain avenir pour aidier a paier et soustenir / les fraiz et despens de la ditte ville des genz darmes et brigans estans en ycelle lesquelz / feuaiges impositions et gabelle n[ot]re trescher cousin mess Jehan de Chalon naguerras / n[ot]re lieu[en]em[en]t em la ditte ville ou pais de Champagne a levez et iiii s.p[ar] deniers liii. / recepte le premier paiement des diz feuaiges et sept cenz livres des dittes imposi / tion et gabelle qui par Jehan dans receveur dicell imposition et gabelle furent bail / lees aux diz h[ab]itantz par vertu de noz dittes autres l[ett]res pour aidier a paier les di[t]es / gens darmes et brigans don't le dit mess Jehan de Chalon de puiz ne vould riens / baillier aux diz h[ab]itants mais du tout en a este refusans et contredis. Combien / que il leur eust promis de les baillier et render a eulz ou de laisser sur ce en la ditte / ville cent homes darmes ou environ p[ar] quoy il a convenu que les diz h[ab]itants aient / paie du leur soixante glaives et deux cenz brigans lesquelz il ont depuiz eu et tenu / en la ditte ville. Et qui piz est a voulu et sest efforuez le dit mess Jehan de contrai / [n]dre le dit Jehan dans a lui baillier et render les dittes sept cenz livres p[ar] liii baillie / es aux diz h[ab]itants co[m]me dit est dess ou grant grief et puidice diceulz habitans et / dudit Jehan dans et en venant indeuement contre la teneur de noz dittes autres / l[ett]res se il est ainsi. Pourquoi nous vous mandons et a touz les officiers et susgiez / du royaume et a chascun deulz siróme aliíi appardendra que aux diz h[ab]itants laissez / dorenavant cuillier et lever tout ce qui encoz est den et a lever des dittes imposition / et gabelle et au dit receveur que tout ce quil en a deuers et que il en recevra il baille / a iceulz h[ab]itants selon ce que p[ar] noz d[itt]es l[ett]res leur avons ottroiee senz ce que p[ar] vous / il soient en ce molestez ou empeschres en aucune maniere. Et avec ce le dit Jehan / dans pour rante des sept cenz livres dessus dittes ne molestrez ou travailliez co[m]me[n]t / que ce soit mais len tenez ou faites tenir pour paisibles du tout. Et laucune dy / se du sien a este pour ce pris saisi ou arrette comment que ce soit si li faites render et / mettre au dehues sanz aucun delay. Car ainsi le voulons nous ester fait en la / nous ottroie aux diz h[ab]itants de grace especial par des presents non obstant l[ett]res subsept / empenees ou a empeter au contraire. Donne a moleum sur saine le cciie jour de / juillet lan de grace mil ecc Cinquante neuf.

注記：/は改行箇所を示す。[]内は筆者により綴りの省略部分を補った部分である。